

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和4年度第1回松阪市男女共同参画審議会
2. 開催日時	令和4年8月30日（火） 午後2時00分～3時40分
3. 開催場所	松阪市殿町1563番地 松阪市福祉会館 3階 大会議室
4. 出席者氏名	【委員】久保会長、油谷委員、植村委員、岡本委員、向坂委員、 小林委員、鈴木委員、富田委員、中村委員、前田委員、 牧田委員、南委員 【事務局】 環境生活部長（田畑） 人権・多様性社会課多様性社会主幹兼係長（米本） 人権・多様性社会課係員（角谷） 人権・多様性社会課会計年度任用職員（長岡）
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・多様性社会課 TFL 0598-53-4339 FAX 0598-26-4035 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市審議会等における女性委員の登用状況について
2. 令和3年度松阪市男女共同参画プラン施策の取組みについて
3. その他

議事録

別紙のとおり

令和4年度 第1回松阪市男女共同参画審議会議事録

・日 時：令和4年8月30日（火）14：00～15：40

・場 所：松阪市福社会館

・出席者：○委 員 久保会長、油谷委員、植村委員、岡本委員、向坂委員
小林委員、鈴木委員、富田委員、中村委員、前田委員
牧田委員、南委員

【欠席：松本副会長、浅井委員、安保委員、奥田委員
北村委員、柴田委員、東委員、森上委員】

○事務局 環境生活部長、
多様性社会担当主幹兼多様性社会係長、
多様性社会係員、多様性社会係会計年度任用職員

○傍聴者 なし

1. あいさつ

2. 議事

(1) 松阪市審議会等における女性委員の登用状況について

会 長：それでは、お手元の事項書に従いまして議事を進めさせていただきます。(1)松阪市審議会等における女性委員の登用状況につきまして、事務局よりご説明よろしくお願いいたします。

事 務 局：－松阪市審議会等における女性委員の登用状況について説明－
以上でございます。

会 長：ありがとうございました。先ほど事務局の方から女性委員の登用状況ということで、数字の方も周知いただきました。いかがでしょうか。女性委員の登用状況につきまして何かございましたらご発言お願いいたします。

よろしいでしょうか。これに関しましては事務局の方からご説明がありましたけれども、承認していただけますか。よろしいですか。そういうことで、皆さんご理解いただいたということでさせていただきます。

次に進めさせていただきます。次に(2)の令和3年度松阪市男女共同参画プラン施策の取組みについて事務局ご説明をお願いいたします。

事 務 局：－令和3年度松阪市男女共同参画プラン施策の取組みについて説明－

以上でございます。

会長：ありがとうございました。事前に意見をいろいろと皆さんからいただきました。その回答一覧表ですね、資料3、資料4にまとめさせていただいております。すでに回答はさせていただいておるわけですが、資料4に関しましては今回の審議会の審議の対象ではございませんので、資料3を基に進めさせていただきたいというふうに思います。

それではですね、「I.男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進」「(1)市民の理解を深めるための広報・啓発の充実」につきまして、取組実績は1ページにございます。資料3は1ページNo.1・2に記載がございます。よろしいでしょうか。施策に対しまして評価できる場所、またこういったところはどうかという視点でのご意見、ご質問等をいただきたいと存じます。事前にいただいているご質問の回答は、示させていただいております、最終的に3段階評価ということでよろしくお願いたします。I.(1)に関することでございますけれども、いかがでございますでしょうか。事前にご意見いただいているんですが、他に何かありましたら、ご質問よろしくお願いたします。

なかなかね、内容が結構深いので読むだけでも大変かと思っておりますけれども。いかがでしょうか。

委員：この行政チャンネルの可能な視聴可能世帯数、4万5000世帯と書いてあります。加入率も書いてあるんですけれども、見るのは私に何らかの関係があって、これはぜひ見てくださいねと、何時からしますと、丁寧に教えていただいてやっと見るという。意識が低いかもわかりませんが、なかなかこれ見るのが難しいというか、いかがでしょうか。

会長：視聴がそのままの意味において、可能世帯数は4万5000だけでも、実質見ている人はどうなんだろうねということですね。

委員：他にわくわくするのがいっぱいありますので、なかなか。見なさいって言って情報がくると見るんですけれども。

会長：委員、青年会議所の方ですが、お若い現役ですが行政チャンネル見ていただいたことありますか？

委員：恥ずかしながら見たことないです。

会長：ケーブルテレビを見たことは？

委員：付いているんですけれども、そもそもテレビの放送時間中にあまり家にいることがなくて、夜遅くとかになってしまうので、あまり見たことないですね。

会長：こういうのがあるんやなってわかってくれてありがたいです。はいどうぞ。

委員：やっぱり若い人ってテレビ見ないんですよ。大学で去年の話ですけど、SDGsっていっぱい今宣伝しているけど知ってるって聞いて回答させたんですけど、ほとんど知らないんです。知ってる子は何人かいますけど、ほとんどの子がテレビを

見ないという時代になってしまったので、もっと若い子のことを私たちが調べたいと思っています。もうちょっと考え方を変えないと、男女共同参画も進まないし、SDGsも進まないし、いろんなことが日本は遅れてますので、そこらへんもうちょっとこのメンバーでいろいろ考えたらどうかなと思います。

会 長：ありがとうございます。今のところどうですかね。市としましては行政チャンネルがひとつの市の事業というか、行事なんかをアピールというか、情報発信する場所になるんですかね、映像としては。

事 務 局：たくさんの SNS 媒体がありますので、ここにも書かさせていただきましたが、紙媒体が広報誌、SNS ですとホームページ、フェイスブック、松阪ナビ、それから行政チャンネルの方もさせていただいています。行政チャンネルは毎時 0 分から 20 分までは、火曜日と金曜日に松阪市政で起こっているニュースを週 2 回内容を更新して発信させていただいております。たくさんの情報媒体があるので、担当課の方も迷いながら、幅広い年齢層にいろんな媒体を使って少しでも多くの方に知っていただきたいということでこの活動をしています。

会 長：ありがとうございます。どうぞ。

委 員：すみません。うちの協議会でも行政チャンネルのなかで、「パパふたりって楽しいね」という人形劇を流していただいたことがあります。そのあと YouTube で流れております。一昨年やったんですけど、視聴数まだ 500 いくつしか増えておりません。人権啓発人形劇と検索すると、うちの協議会の人形劇出てくるわけなんですけど、やっぱりまだ進まないのもうちょっと啓発が必要かな。だから、例えばうちの広報誌の中に QR コードを付けて、こんなんやってます。そのうち見てくださいと、随時そういうふうなことを貼り付けてやってるんですけども、なかなか難しいなというのはあります。

会 長：今は SNS と言えばインスタグラム。

事 務 局：すみません。松阪市インスタグラムもしてます。YouTube もしております。いろんな媒体を使わせていただいています。

会 長：努力していただいている。私たちがあまりにも知らなかったということで申し訳ないです。ありがとうございます。

事 務 局：情報の発信の仕方も、いろいろな媒体があって、さっきおっしゃられたように検索もしやすいしにくいところもあるかと思うんですけどね。そういうところもいろいろ工夫してかんと。市全体の課題ではあるんですけども。

会 長：委員いかがですか、年配の方はそういうものに対して。

委 員：市町村合併前からやまなみケーブルというので見慣れている。何か行事がある時、取材収録に来てくださいますとお願いする。それで、放送するので見てくださいますと呼びかける。そういうのが広がってくるんじゃないかなと思います。

会 長：確かに。そういうつながりの輪っていうか、広がりって大事ですよ。ありがと

うございます。

委員：行政チャンネルを見ますけども、流れとしては、パターンの連絡業務とか何々をしますとかパターンが決まってしまうとるんですね。何か松阪を代表するPR係の人とかそういうのが出られるとか。あるいはコロナの情報で引き付けるとか。何かの引き付けがあればね、行政チャンネルもいいのかなど、大事なことから見よかなと思うんですけども。今のところ、なかなか浸透は難しいかなと。広報とかそんなペーパーで見るのが、大きな手ですよ。何かちょっとインパクトが。さきほど言われた啓発人形劇とかそんなが大々的に、はっと出れば、またそれなりにそっちの方を向いてくれるんですけど、なかなかいい手はありますか。

委員：うちの協議会で人形劇、啓発委員会でやっておりますので、ご要望ございましたら法務局に言っていただきましたらいくらでも。ただ、今年度中については9月30日までの受け付けで周るというか、結構年間50何回要望がありますもんで、なかなか全部周り切れないという状況。老人クラブとかそういうところにも子どもたち、小・中・保育園はもちろんですけど、そういうところにも出かけています。

会長：学校現場としてはどうですか？

委員：学校現場としては、教育委員会、松阪市とかみんな宣伝してくださいって、いっぱいチラシが届くんです。それを子どもたちに全部渡している状態なんです。情報過多になり過ぎているというのが現状です。この男女共同参画にしたってたくさん切り口があるかと思うんですけど、その切り口ごとに情報がいっぱい出てきているというふうな形で、なかなか焦点化できていない。そういうような問題もある。学校はその情報を集めて保護者、子どもたちに流すという形でやらせてもらっておるんですけど、やはり私たちもそうなんですけども、授業時間、1015時間の中でそれを取り扱うとなると1回か2回という形になりまして、ですから担当の教員、私たち校長の方でも情報を厳選しながら出していかなければいけないかなと思います。取り組みは当然、男女共同参画の取り組みも過去やっておるんですけども、できて1回。もしくはその振替しとして2回ぐらいしか実際できていない。あとは男女共同参画と言えば、外部から来る広告を子どもたち、保護者に渡しているというような状況です。行政番組で特番で45分ぐらいで組んでもらって授業でお使いくださいというような厳選されたものであれば、学校も使い勝手がいいのかなと思う。いろいろな切り口でこられると授業でもなかなか、小学校の場合は使いづらかなというふうに思っています。

会長：青年会議所的には男女共同参画とかそういう取り組みはどうですかね。男女比とかいろんな意味で。

委員：青年会議所の方でもですね、SDGsの推進をする団体ということで、ジェンダーを無くそうということで、そういう取り組みも行っている青年会議所もあってですね。松阪青年会議所自体も女性会員を増やそうという試みも増えてまして、機会

の提供ということで女性会員にも声をかけたりだとか。今までは家庭があるとかそういうので、なかなか活動しにくかった会員もいるのは事実なんですけれども、そういう成長の機会を提供するという観点からお声掛けさせてもらって、夜会議を無くそうだとか。誰でも、女性の方でも活動しやすい環境を作っていくということでちょっと今変りつつあります。

以前は12時回っても会議しているような体育会系だったんですけど、なかなか女性の方はそういう縦の体育会系の雰囲気の中で活動するのがやっぱりどこか抵抗があるというのは事実でありまして、そういう空気感も無くしていかなくちゃいけないよねっていう空気にはなっています。

会長：何人ぐらいみえるんですか、今。

委員：今年で2名ですね。過去5名、6名ぐらいはみえたんですけども、40歳になったら卒業されていきますので。

会長：今、所属団体、青年会議所としては何名ぐらい。

委員：35名です。

会長：35名中、2名ぐらい女性が。

まだお若いので、家庭でも男女共同参画進めていただければと。大変ですね。ありがとうございます。他にご意見ございませんでしょうか。はい、どうぞ。

委員：毎日松阪市のホームページをチェックしていて、それで右のところにフェイスブックがあるんです。そこも見て、この前も男女共同参画週間のパネル展が市役所のホールでやっているということをそこで拝見しまして、見に行かせていただいたらすごく工夫されていたので、やはりそういうホームページというのは結構見られる方も多いと思うので、テレビというのはどうしても時間を取られるので、今の人は15分でも結構じっとしていられないと思うので、ホームページとかそういう媒体で発信していった方がより浸透するのではないかなと思います。広報もスーパーとかにも置いていただいているので、見られる方多いと思うので、紙の媒体での発信も有効だとは思いますが、テレビの方の重点をもうちょっと移した方がいいのかなというふうに感じました。

会長：ありがとうございます。それでは評価ということにつなげていきたいと思っています。評価A、B、C。Aは充実した。Bはある程度充実した。Cはあまり充実しなかったという3項目に分かれるんですけども、I.の評価いかがでしょうか。AかBかCということになりますが、皆さん評価いかがですか。委員は全部チェックして、一覧表にさせていただいていましたが、いかがですか？

委員：送ってもらったやつを各課別に、ある課はオールAを付けてある課もあれば、各課で差があるんかわかりませんが、それを言うだけで。

会長：いや、それを一応まとめていただいておりますので、ものすごくわかりやすいんですけど。それにつきますとどうですI.の評価に関しては。

委員：B ぐらいにしたんですけど。

会長：B ぐらいにというようなご提案がございました。ある程度充実したのではないかと
いうことをございますけれどもいかがでしょうか。よろしいですか。では、その
ようにさせていただきます。I.の場合 B、ある程度充実したということの評価を
いただいております。ありがとうございました。

続きましては「II. 政策・方針決定の過程における男女共同参画の推進」というこ
とでございます。「(1) 市の審議会等への女性委員登用の推進」につきまして、先
ほどご説明もございましたけれども。取組実績は 6 ページに、資料 3 は 2 ページ
No.5・6 に記載がございます。これに対しまして評価できるところ、またこういっ
たところはどうかというご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

委員：私、この上から 2 段目を質問させていただいたんですけど、評価が D になっ
てますよね。だけど A にするためには、全員が女性にならないと A にはならないの
で、なんか変だなと思って質問させていただいたんですけども。やっぱり 50、50
が多分基本じゃないかなと思うんですけど。これどんな考えで D にされたのかな
と、ちょっと書いたんですけど、女性登用率がちょっと少なかったんで D にしま
したとあるんですけど、これ評価方法と実際の評価がギャップがあるような気が
して、ちょっと気になりました。微減ではあるんですけど、3 割以上超えておら
れるので、そんなに卑下する必要はないんじゃないかなという気がしてそういう
質問をさせていただきました。そこで、やっぱりこれは D を変えていただいて、
B ぐらいにさせていただいた方がいいんじゃないかなという気がしています。

会長：そうですね。ありがとうございます。はい、事務局よろしくどうぞ。

事務局：ありがとうございます。委員がおっしゃっていただいたご意見その通りだと思
います。昨年度と比較して、厳しく D ということで記載させていただいたんですが、
ご意見お伺いしましておっしゃる通りだなと思われましたので、変更させていた
だいてもよろしいでしょうか。では、自己評価の方 B に変更させていただきたい
と思います。

会長：委員からご指摘がありましたように B に変えさせていただきます。

委員：人権・多様性社会課の中でずっと評価をして、この審議会への登用率のところ
だけ D。他は B とか A とか、悪くても C になってましたけど、これだけなんとし
てほしいという意欲があり実現できなかったのも、課としては厳しく D にされた
のか、一回聞きたいなと思います。

会長：いかがですか。

事務局：委員から言っていただいた思いで厳しく付けました。でも、改めてご意見伺わ
せていただいて変更したいなと思います。すみません。B にさせていただきます。
よろしくお願いいたします。

会長：こういう良いご意見いただくとありがたいですよ。

事務局：ありがたいです。

会長：ありがとうございます。他いかがですか。よろしいですか。この件に関しまして、II. に関しましては。

委員：審議会の委員というのは、審議会によって公募を入れるところと入れないところがあるんじゃないかなと思うんですけど。それによっても男女の比率というのは変わってくるんじゃないかなと思うんですけど。

会長：専門委員の審議会というのもあるんですね。事務局いかがですか。

事務局：委員おっしゃられたようにですね、要綱規則等、公募委員さんがたくさん入っていただいているような審議会等におきましては、女性委員の登用率が高いです。地方自治法 180 条、条例に基づくような審議会等につきましては、専門性といいますか、組織の代表の方ということで、ご推薦いただく方に男性の方が多くて、なかなか登用率の上昇にはつながっていないところが現状でございます。

会長：というような状況でございますけれどもいかがです。よろしいですか。

委員：はい。

会長：ありがとうございます。それでは審議ということで評価に入らせていただきたいと思えます。II. の評価でございますけれども、A、B、C いかがでしょうか。いかがでしょうか。

委員：当面の目標は 35 という事なんですか。

事務局：はい。そうです。

委員：であれば、評価基準見ておられますよね。であれば、評価もう少し良くしてもいいんじゃないでしょうか。A、B、C、D、E ってありますよね。

会長：というと。

委員：B ですよ。

会長：B ですか。

委員：A かな、A ではないですね。

会長：A ではないですね。A にはちょっと届かなかったので、B ということでよろしくお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。はい。B ということでお願ひいたします。続いていきます。「III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と推進でございます。「(1) ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進」につきまして、取組実績は 9 ページ・10 ページに、資料 3 は 2 ページ No.7・8・9 に記載があります。施策に対しての評価できる場所、また、こういったことはどうかという視点でご意見、ご質問ありましたらよろしくお願ひいたします。

委員：育休の関係になります。資料 4 なんですが、2 ページの 3 段目の職員課の二つ目のところに書いてありますね。すでに改正育児介護休業法変わってます、4 月 1 日から。ですから 10 月 1 日のいわゆる産後パパ育休制度実施に向けて内容をすでに啓発していかなくてはならないけれども、松阪市の方では就業規則の改正がまだで

きとらんもんで、やってないということなんやけども。そういう点で考えていくと、こう書いとるけど、すごく遅れているなということを感じます。

事務局：すみません。令和4年の4月1日に改正育児介護休業法施行、また10月1日に産後パパ育休制度の創設についてご意見いただいていると思うんですけども、3年度の実績の内容を職員課の方も記載させていただいておと思いますので、申し訳ございません。

会長：よろしいですか。3年度ということで。

委員：しかし3年度に公布はされているんでしょう。だから知ってるはずなんです。

事務局：すみません。条例改正等の手続きが完了次第、速やかに職員の方に周知をさせていただきたいと思っておりますので、申し訳ございませんがよろしくお願いたします。

委員：でも、例えば10月1日以降、パパ育休取りますって今頃から受け付けないと体制が組めやし、それこそ取れないのと違うかなっていうことを思いますね。すごく遅れている。4月1日からはもう周知されていないとあかんと思う。

会長：ありがとうございます。他お気づきの点ございましたらよろしいでしょうか。お願いたします。ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）ということでございますけれども、委員いかがですか。

委員：非常に難しい問題かなとは思っています。例えば市の施策で生涯学習課が放課後児童クラブの運営を充実させていた。それが変な話、本当にワーク・ライフ・バランスにつながっていくのかなというのが、ちょっと疑問に思うところがあるんです。預けなければ仕事ができないという放課後児童クラブの状態があって、本来であれば早く家に帰って子どもを自分で見守れるとか、そういうような状態がワーク・ライフ・バランスだと思うんですけども。だけど、一つのこの課の施策でお家の人が働きやすくなりましたよ、だから働いてください、だから放課後児童クラブで松阪市の方で預かりますというのが、本来の目指すべきワーク・ライフ・バランスなのかどうなのかというところで、ちょっと疑問に思います。

このことによって反対に、男女共同参画という女性がお仕事ができるという部分については、この放課後児童クラブの取り組みというのは非常に効果はあると思うんですけども、男女共同参画の部分を意識するのかそれともワーク・ライフ・バランスを意識すると、ちょっと多少の歪みと言ったらおかしいですけど、あるのではないかなと。

会長：相反するところがあると。

委員：微妙にあるんじゃないかなというふうに自分は感じました。

会長：何度もすみません。委員お聞きしたいんですけど、事業所さんでもあると思うんですけど、青年会議所は。そういうところの取り組みなんかはいかがですか。

委員：はい。青年会議所会員、商売してたり事業所を持っているので、ワーク・ライフ・バランスというのも一度研修みたいな形でしたことはあるんですけども。なか

なか民間企業でですね、そこまでゆとりがある生活が出来るかと言うとそうでもなくて。非常に世間の景気も厳しい中、従業員や社員さんたちにはそういう形で労働基準局上指導が入らないような雇用体制で仕事はしてもらわなくちゃいけないんですけど、そのしわ寄せがどこに来るかという、我々に来て。誰かがやらないと業務終わらないよねとか。残業してもらわんと帰ってくださいねって言って、結局自分でやるだとか。それぐらいまだ世の中って厳しいのじゃないのかなと。それだけ余裕がある企業さんというのはなかなかうちの団体でもなくて、そんな状況ですね。やっぱり先ほどおっしゃられてたギャップというか、理想は分かるんですけど、なかなか現場で会社回していく立場としてはそんなゆったりしとる暇もないし、誰かがやらなくちゃいけないというのが現実かなと思いますね。

会長：理想と現実のはざまというか、目指すものは目指すけれども、現実はまだまだ熟成というか、醸成されていない部分も多々ありますね。

委員：そうですね。ちょっとコロナのことがあって、非常に厳しくなってますので、経済状況も。なかなか人の倍頑張らなやっていけないような、民間の事業所さんとかというのはそんな状況じゃないのかなと思いますけれども。その業種、業態によっても違うと思うんですが、皆必死に頑張ってますけど。

会長：ありがたいことです。

委員：ワーク・ライフ・バランスを考える時に、人それぞれ家庭環境って全部違いますので。ライフスタイルも違うし、取り巻く環境も違いますので、それを、一つの正解を求めるというのはちょっと無理かなと。総論でまとめようとしても、それは無理だと思いますよ。ですから、行政としては働く人がチョイスできるような、いろんな選択肢を提供できればいいんじゃないかなという気がするんですけど。行政として別に正解を出す必要全然なくて、いろんな選択肢からその人がチョイスできるような選択肢を提供してあげるというそういう視点で評価すればいいんじゃないでしょうかという気はしています。

会長：そうですね。ありがとうございます。確かにすべてに対応することは不可能な訳で、そういう部分で個々に自分でチョイスしていく。自分にあったところをチョイスしていくというようなのが必要ですね。はい、委員。

委員：10 ページのところ、ちょっと分からないんですけども、こども未来課と生涯学習課さんのですね、施策の概要が全く同じなんですけど、どちらに予算のウェイトがかかるとるんですかね。連携とかそういうのはどうなるとるのかなと。施策の内容はこども未来課も生涯学習課も全く一緒です。文章、取り組みについてもその課でやられとると思うんですけども、ここで評価がこども未来課の方はまだまだ足らんよという認識で B が付いてますね。生涯学習課はどっちかという、令和3年の予算で執行できて、ある程度満足で A。連携がどうなるとるのか。これ対で評価せんならんわけですから。

事務局:おっしゃっていただいているのがプランの方18ページの方にございます。「(1)ワーク・ライフ・バランスの啓発と推進」の⑤「松阪市子ども・子育て支援事業計画に基づき、仕事と育児が両立しやすい環境を構築していきます。」ということで、3つの課がこの事業について実施しております。こども支援課では、この事業。こども未来課では、この事業。生涯学習課では、この事業ということで明記しております。予算規模につきましては、すみません今こちらで把握しておりません。申し訳ございません。評価が違いますねというご意見でございますけども、3つの課それぞれ当初計画していた目標値に対しての評価になります。

会長:いかがですか。

委員:ほとんどAになっとるんですけどね。Bが付いとんのがこども未来課でしたもので。

会長:ここはパーセンテージやったよね。評価。

事務局:こども未来課ですね、取り組み内容のところで当初計画していた内容がいろいろ記載されておりますが、超延長保育の実施というのを開始しております、目標児童数15人と書いてありますが、実績登録総数が0人ということで、計画していたよりも、少なかったということがあるのかなと思います。コロナの関係とかもあるのかなと思うんですけども、それぞれの担当課がその事業に対して目標設定し、結果どうだったかということで評価をしています。

会長:80%というのは、Aの場合は80から100で、Bが60から80で80がリンクするところがあるんですけど、どうですかね。これに基づいて皆さんに評価をさせていただかなくてはいけないんですけども。III.の評価、いかがでしょうか。

委員:Bでよろしいのではないですか。

委員:Aにはならないと。

会長:Aにはならないと。そうですか。

委員:広いですからね。これすごく。

委員:そもそもAになるんですか。Aってどんな状態ですか。

会長:だってAの場合充実したですからね。ちょっと無理があるかと思います。ということ。

委員:Aという評価を、例えば商工政策課ですけど、評価Aを付けているんですけど、これは冊子の配布をしますということで、冊子を配布しましたということで継続して啓発努めますでAなんですけど。果たしてこれで成果が上がったかどうかというところは見えてないじゃないですか。ただ配布したということでAという評価ですよ。

会長:現場としては達成しましたって。このところは評価基準がパーセンテージ、数字で表しているのと、私たちがさせていただくのはA、B、Cという文言で書いてあるのでちょっと違いはあるかと思いますが、それではBということによろしい

でしょうか。はい。Bでお願いいたします。

会長：では、すみません。続きまして「IV.身近な暮らしの場における男女共同参画の推進」「(2)学校等における男女共同参画の推進」につきまして、取組実績は16ページに、資料3は1ページNo.3・4に記載がございます。ご意見のほどよろしくお願いいたします。

委員：3と4、私が質問した部分です。ここの回答の中に「中学校区の中で性の多様性・LGBTをテーマに講演会を行い、子どもとともに学びを深めました。教員自身が正しい知識を持つこと、個々の価値観を大切にしていくことが大切などの感想がありました」と。そんなのきななことってたらだめなんですよ。現実に体の性と心の性の不一致というのは9%いるんです。11人に1人。でもみえないのは、やっぱり勝手にアウトィング暴露されるのが怖いから皆言わないだけなんです。そういう身近な問題である以上は、確かにここの三重県人権・同和教育研究大会で聞いてくるということも、私も人権分野やってますけども、重点項目は17項目あり、コロナ差別含めたら18項目ありますので。その中でそういう取り組みは大変なんですけども、三重県人権・同和教育研究大会で聞いてくるって言っても、レポートでそれが出てこないから深くまとめないし。やっぱりそれをやっていこうとしたらそんな研修会、人権・多様性社会課も1月にされてましたけど、ああいうような研修をもっと増やしていくということが大事だなと。もちろんそれだけではないんですけど、やっぱりマイノリティ、少数者のことを大切に。部落差別や、障がい者の問題や、外国人のことやいろんなことがあります。そういう視点でやっぱり少数者、マイノリティのことを大事にしていくということをやっぺいかならんと違うのかなと感じております。以上です。

会長：ありがとうございます。視線がずっと委員の方へ行ってましたけど、いかがですか。

委員：すみません。全くおっしゃる通りだと思います。私、今小学校の校長やっておりますが、私自身以前学校支援課の方におりまして、その前に人権まなび課の方におった、松阪市の職員になるわけなんですけども。おっしゃる通り三重県人権・同和教育研究大会や全国人権・同和教育研究大会に行ったからとって、本当に男女共同参画の視点で物事を見てきたかどうかというのは、はっきり言ってわからないかなというふうに思います。なので、評価Aというのは高いかなと正直、評価のことだけ言わせてもらおうと。ただ学校現場では実は我々小学校、または中学校の先生方も非常にLGBTQのことについてはいろいろ悩んでいます。例えば簡単に言うと、学校のトイレの指導についてもLGBTQの子については多目的トイレを使ったらいいのではないかとか。もしそういうふうな告白が出た場合はどうやって支えるのかということ結構研修会であつたりとか、日頃の職員会等でも話しています。今松阪市の中学校では、制服を変えるという取り組みが始まっています。

その時にどういうふうな制服があるかという、第三の制服という言い方をしています。男の子でも女の子でも着れるようなスタイルの制服というのが今作られようとしています。

松阪市の場合ちょっと先行したのが鎌田中学校さんの方はそういうふうな形で、第三の制服として取り組みを進めています。そういうふうなことについては、やはり基本的にはおっしゃるように子どもや保護者に寄り添うような形で学校がいかに対応していくのかというのは考えておりますので、ある面、学校の中でのそういうような取り組みについてはある程度評価いただければなというふうに思っています。ただ状況が、男女共同参画の状況ということから考えた時に、案外男女共同参画を考える前に先に LGBTQ の問題が取り上げられて、学校の現場では本格的な男女共同参画的なお話が少なくなっているのは確かです。どちらかという、男女共同参画、男女が力を合わせて世の中を作っていきましょうというふうに国の施策が出た後すぐに LGBTQ の問題がでましたので、案外男女共同参画というか、男女平等の感覚で今学校の授業というのが進んでいるというのが現状でございます。すみません。

会長：ありがとうございます。

委員：男女共同参画から男女平等参画になんやら学校が。

委員：ごめんなさい、言い方が。昔で言うと、私が教員になった頃は男女平等の感覚というのはちゃんと身に付けろという形で進んでおりました。その時に学校としては、昔の私の頃の出席簿というのは男の子が先で女の子が後というふうな形。それではおかしいんじゃないかというので、今は普通に混合名簿。こういう言い方も今はしてありませんが、そういうふうなこともありました。そういうのが教職員の取り組みの中で、男女は平等なんだよというその感覚をしっかり根付かせる。男の子と女の子が取り組む教科にしても技術家庭で、今までは技術は男の子、家庭は女の子みたいな形でしたけど、これも両方とも同じようにやるというような形が、これが当たり前になってきて。その上に皆が社会に出た時に男性と女性が力を取り合って世の中を作っていこうという参画社会というような形になってきておるんですけども。この参画社会がすごく訴えられた時に、すぐに LGBTQ の問題がぼんと上がってきたんです。丁度これが上がってきたのが、昔上戸彩さんが金八先生で男の子役をした形です。あの時に性の不一致という問題が世の中にぱっと広がってしましまして、どちらかというそちらの方が、今は人権教育の中ではちょっと中心になっていくのかなというふうに思って。男女共同参画社会というものがちょっと薄れてしまったというのが、学校の中での現状でございます。すみません。

会長：ありがとうございます。

委員：元々「男女共同参画基本法」という名前ではなくて、「男女平等基本法」だった

んですね。ところが、男女平等という言葉を出すと、非常に攻撃があった。その中で男女平等というのを押し通すことができなくて、男女共同参画ということで手を打ったというのが真相なので、同じなんですね。男女平等というのと。だから、男女平等というのは元々当然のことで、女性差別撤廃条約が1979年。日本が批准したのは1985年。それまでは男女は全く一緒になくて当たり前だったんですね。それは違うんじゃないかというのが次第に浸透してきたんですけれども。それが働く場に入ってきたのが、ILO156号条約、ILO165号条約勧告で、その前は女性労働者におけるいろいろな配慮ということだったんですけど、そうじゃなくて男女両方の労働者に配慮しなければいけないと、世の中がそのように変わってきたわけですよ。難しい話なんですけれども、やっぱり男女は平等であるという概念をしっかり押さえなくてはいけないんです。けれどもよく考えてみると、男女っていう押さえ方って本当にそうなんかなという問いかけが出てきたわけですよ。結局、性にはセックスの場面とセクシュアリティの場面と、それから人間関係としてのいろんな場面があるのにそれが一色単にされて男女ということになってきたんですけれども、そのへんでLGBTQ、あるいはSOGI。そういう問題が起こってきたのは結局すごく良いことだと思うんです。良いことだと思うんですけれども、やはり男女平等と言うと、言われたように、やっぱり男ありき、女ありきになってしまうんじゃないかと。そういうふうなことに埋没してしまうと、やっぱり難しいかと思います。

会長：今、多様性に変わりましたよね。男女共同参画室から、また多様性に人権が入って人権・多様性社会課で。本来出産の時は男の子か女の子かみたいな感じなんですけど、今の時点は男か女でくくるわけにはいなくて、LGBTが入ってきたんですね。

委員：厳密にはそうなんですけれども、そういうことを強調するのはいけないけれども、そこまで難しく考えると男の子、女の子って言うてはいけないとかそういうことにも埋没してくるので、男の子と女の子というのはあるんですけども、こういう場面もありますねというふうなことを認識として入れたり、実際そういうことが自分たちの身の回りにあるということも大事にしながら育っていく子どもたちを作らなきゃいけないので、学校って大変なんですけど。

私が1992年から1997年まで子どもの男女平等の教育に携わったことがあるんですね。その時にやったことがさっき言われました、学校の名簿はどうして男が先で女の子が後なんっていうことを問題にして、男が先、女が後というのが問題じゃないんだよね、本当は。男の子と女の子は自然に交わっているのいいんだよねっていうことで。そのことは女の子が先にある名簿、男の子が後の名簿になって解決されるんじゃないかと、今あるように、その当時は男女混合名簿って言っていましたが、私たちは普通の名簿というふうにして、三重県中の小、中、高、全ての学校

で議論をしていただいて、皆さんで学校の名簿をどうするかということを考えていただいて、今では100%当然のように普通の名簿になっていますね。そういうふうに長い間、取り組みがあるわけなんですけども、久しぶりにいろんなことを今日話聞くとあんまり変わっていないんだなということもあって、愕然とすることもあります。それは女の人には家庭があるからねって発言があったと思うんですね。そういう言葉って出ないと思っていたんですけど。今日久しぶりに聞いたんです。それが現実なんかなって思うことがあります。

会長：ぼろっとですけど、そうですね。現役で、何回も申し訳ないですね、委員。委員は唯一30代と存じます。40になったら卒業ということなんで青年会議所も。いろんな教育、いちばん身近にそういう男女平等の教育を受けてみえたと思うんですけど、そこらへん考え的にはどうですか。教育とそういう自分自身の考え方。

委員：あまりこのことに関しては不平等ということはありません、そういう場面に僕らの世代はですね、あんまりそういう経験がなくてですね。それにさっき言われていた出席順が男が先とかというのは僕初めて聞きましたし。

会長：どうだった。その時は。

委員：別に、普通にあいうえお順で上から順番でしたから。そんな感覚もなく、普通に学生生活を過ごし、男女共学で、普通の共学だったので、あまり男女平等じゃないというのに出くわしたことがなくて。そんな世代ですね、僕としては。なのであまりピンときてないというのが本音です。

委員：ちょっといいです。でも、女の人には仕事、家庭があるからとおっしゃってますよね。

委員：僕がですか。ああ、青年会議所するにあたってですけど。男性社会で女性がどうしてもできない理由に家庭がある、子どもがあるというのがでてくるので、理由としては。それがあると、夜の食事の、子どものご飯の時間とかは難しいよねって言われて断られるケースがあったんですよ。それは多々あります。今でもやっぱりそれは断る理由としてあるのは事実です。だからそれを青年会議所の活動としてクリアできるように会議を朝からやろうとか。だからそういう理由、断られる理由があって、仕事終わってから夜の時間というのが一番僕ら活動する時間なので、その時間はやっぱり家庭、子育てをしている奥様たちの、絶対そこに当てられないと。なので、だったら僕らの会議を日中にしましょうとか、そういう取り組みをするという話で。

委員：頑張ってください。

会長：若い世代なのでいろんなことを吸収していただいてですね、担って行ってほしいですね。他よろしいですか。では評価ということをお願いしたいと思います。IV.ですね。身近なくらしの場における男女共同参画の推進。評価いかがでしょうか。

- 委員：Bで。
- 会長：Bで。Bというご提案いただきました。よろしいですか、Bで。はい、じゃあBということでよろしく願いいたします。
- 議論がいろいろとね、皆さん本当に審議いただいてありがとうございます。じゃあ続いて「V.生涯を通じた心身の健康と生活支援」「(3)妊娠や出産に関する健康支援」につきまして、取組実績は22ページに、資料3は3ページNo.10に記載がございます。何かご意見ありましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。なければ評価でお願いしたいなというふうに思いますが。委員いかがですか、評価。
- 委員：全体としてAが多いので。
- 会長：Aでいいのではないかと、A「充実した」ということになりませんが、他の方ご意見よろしいですか。よいというご意見いただいております。Aということでよろしく願いいたします。
- 続きましては、「VI.男女共同参画を阻害する暴力等への取組み」「(1)ドメスティック・バイオレンス対策の推進」につきまして、取組実績は25ページに、資料3は3ページNo.11・12に記載がございます。ご意見等々よろしく願いいたします。ご意見。どなたかありませんか。委員いかがですか。
- 委員：Aの姿が見えないのでよくわからないんですけど、どういうのがAなんですか。DVをゼロにするというのは、なかなか難しいですね。ただ、行政としてはいろいろなセミナーやっておられるし、そういう意味ではBかAかどっちかなと考えていたんですけど。市に全部責任を持ってもらうのは変な話なんで。
- 会長：確かに。そういう意味ですごく委員、好意的な意見いただいてありがとうございます。
- 委員：あと、気になるのはDVを語る時にいつも女性。男性から女性へのDVばかりのセミナーが多いんですけど。
- 会長：いや、ここの場では意外と男性からという声とかも結構あります。
- 委員：親から子というのがあるんですよ。そういうのはあんまり扱われなくて。この間セミナー伺ったんですけど、やっぱり女性が被害を受けている。要するに被害者は女性だというような視点のセミナーが多くて、それがちょっと気になるんで。
- 委員：親子が結構あるんですよ。子ども放置とかもですね。
- 会長：高齢者に対してのとかいろいろありますね。
- 委員：もうちょっと広い視点でセミナーとかやられるとAなのかなという気がするんですけど。
- 会長：そうですね。
- 委員：今の時点ではそこまでいってないのでBなのかなという気はしています。
- 会長：他ご意見ございましたらいかがですか。評価としましてはAかBかということになりますけども。

委員：私はまだ B なのかなと。

会長：他の方どうですか。委員どうですか。

委員：DV が原因で虐待がということになってくると、私は大変大きな問題やと思うんです。

会長：というようなご意見もいただきましたけど、男女共同参画を阻害する暴力等への取組みという内容でございますので A か B になるのかなと思いますが、いかがですか。B ですね。じゃあ B ということで。

ありがとうございます。これでご審議いただく内容は終了いたしました。全体を通しましていかがでしょうか。よろしいですか。

次回にまたいろんな意味でつなげていければなと思いますし、先ほど委員がおっしゃられた虐待ということは、今本当にコロナ禍の中で見えないところで絶対にあると思うので、そういう部分も含めて男女共同参画審議会といたしましてはそういうこともご審議いただければなというふうに思います。

その他として、特にございませんか。それでは、以上をもちまして第 1 回松阪市男女共同参画審議会を終了させていただきます。いろいろご審議いただきありがとうございました。